



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 5 日 (火)
第 8 7 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害児通所支援事業者の指定 (245) (東部福祉保健事務所) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (246) (〃) 2 指定居宅介護支援事業者の指定 (247) (〃) 2 指定介護予防サービス事業者の指定 (248) (〃) 2 特定計量器の定期検査の実施 (249) (くらしの安心推進課) 2 建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準の一部改正 (250) (住まいまちづくり課) 3 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関 (251) (食のみやこ推進課) 3 農業振興地域の区域の変更 (252) (経営支援課) 3 森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更 (253) (森林づくり推進課) 4 高度公益機能森林の区域の変更 (254) (〃) 4 基本測量の実施 (255) (県土総務課) 4 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (256) (中部総合事務所福祉保健局) 4 森林法による開発行為の変更許可 (257) (中部総合事務所農林局) 4 指定居宅サービス事業者の指定 (258) (西部総合事務所福祉保健局) 5 指定居宅介護支援事業者の指定 (259) (〃) 5 指定介護予防サービス事業者の指定 (260) (〃) 5 介護老人保健施設の開設の許可 (261) (〃) 6 土地改良区の役員の就任 (262) (西部総合事務所農林局) 6
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 6

告 示

鳥取県告示第245号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
特定非営利活動法人 つぼみ畑	鳥取市覚寺72-42	こども発達支援事業所 つぼみ畑	鳥取市山城町五丁目13	平成28年4月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

鳥取県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人賛幸会	訪問看護ステーション のでらはまゆう	鳥取市野寺67	平成28年4月1日	訪問看護

鳥取県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	株式会社メディコープとっとり若桜居宅介護支援事業所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成28年4月1日

鳥取県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人賛幸会	訪問看護ステーション のでらはまゆう	鳥取市野寺67	平成28年4月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第249号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条

第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成28年 5 月10日 (火)	午後 1 時から午後 3 時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204- 1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成28年 5 月13日 (金)	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成28年 5 月17日 (火)	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡三朝町	平成28年 5 月23日 (月)	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999- 2 三朝町総合文化ホール

鳥取県告示第250号

平成20年鳥取県告示第774号（建築士法第15条第 3 号に規定する者の認定基準について）の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

2 の項及び 3 の項の表中「学校教育法による中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

4 の項中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「建築士法第 2 条第 5 項」に改める。

鳥取県告示第251号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度食のみやこ 鳥取県推進関係補助事 業審査会	食のみやこ鳥取県推進関係補助事業 の採択に関する事項	平成28年 4 月 5 日から 平成29年 3 月31日まで	市場開拓局食のみやこ推 進課

鳥取県告示第252号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域（米子地域）の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び西部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 4 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域
米子地域	米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 平成27年鳥取県告示第154号で変更した米子境港都市計画による市街化区域及び同告示前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により決定された市街化区域 2 平成17年鳥取県告示第 6 号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第 1 号図から第 3 号図までの赤色で着色した区域 3 昭和61年鳥取県告示第19号で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第 4 号図の青色で着色した区域

- | |
|---|
| 4 美保基地の区域 |
| 5 第 5 号図の赤色で着色した区域
(第 1 号図から第 5 号図までは、省略する。) |

鳥取県告示第253号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり変更したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第254号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成28年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県内全域

鳥取県告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字 上浅津70-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成28年4 月30日

鳥取県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年4月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為 の工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
白山建材有限 会社 代表取締役 山根 清道	倉吉市蔵 内 320 - 1	倉吉市 関金町 山口地 内	真砂土 の採取	8.5977 ヘ クター	6.6537 ヘ クター	4.6830 ヘ クター	平成28年 3月24日 から同年 5月31日 まで	平成28年 3月24日

鳥取県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁 福祉会	訪問介護事業所江美 の郷	日野郡江府町大字久 連7	平成28年4月1日	訪問介護

鳥取県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社縁	居宅介護支援	境港市大正町113-8	平成28年4月5日

鳥取県告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚仁 福祉会	訪問介護事業所江美 の郷	日野郡江府町大字久 連7	平成28年4月1日	介護予防訪問介 護

有限会社ラポール・ケア米子	いきいきデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎一丁目 5-6	〃	介護予防通所介護
---------------	---------------	------------------	---	----------

鳥取県告示第261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人尚仁福祉会	介護老人保健施設あやめ (ユニット型)	日野郡江府町大字武庫475	平成28年4月1日
〃	介護老人保健施設あやめ	〃	〃

鳥取県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

就任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 野 貴 則 西伯郡大山町押平161

平成28年3月20日就任 任期 平成29年7月19日まで

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成28年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
源 内 一	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
山 本 敏 夫	倉吉市上井	
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
横 川 徹 也	米子市皆生新田	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原

松 本 範 史	米子市新開	三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
京久野 勝 之	境港市松ヶ枝町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

平成28年4月1日から平成30年3月31日（松本範史については、平成29年3月31日）まで